

伊丹市上下水道局公共工事に関するコンサルタント業務等にかかる最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により公共工事に関する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「コンサルタント業務」という。）に係る契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)直接測量費 測量業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (2)測量調査費 測量業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (3)諸経費 測量業務、建築コンサルタント業務及び地質調査業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
- (4)直接人件費 建築コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (5)特別経費 建築コンサルタント業務予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
- (6)技術料等経費 建築コンサルタント業務予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (7)直接経費 土木コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (8)その他原価 土木コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の予定価格算出の基礎となったその他原価の額をいう。
- (9)一般管理費等 土木コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。
- (10)間接調査費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
- (11)解析等調査業務費 地質調査業務の予定価格算出の基礎となった解析調査業務費をいう。

(対象業務)

第3条 最低制限価格を設定するコンサルタント業務は、公共工事に関して行われる建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に定める建設コンサルタントをいう。）、測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務で、入札に付するものとする。

(最低制限価格の算定方法等)

第4条 最低制限価格は、下表の業種区分ごとに予定価格算出の基礎となった下表①から④までに掲げる額の合算額とし、その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建築コンサルタント業務、土木コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2をそれぞれの最低制限価格（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。次項において同じ。）

とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 業種区分が複数にまたがる案件については、業種区分ごとに前項の規定により最低制限価格を算出し、その合算額によることとする。

3 前項各号に掲げる額が明確に区分されていないものについては、前項の算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

(予定価格調書への記載)

第5条 事務の適正な執行を確保するため、予定価格を記載した書面に、最低制限価格の具体的金額及びその税抜金額を記載するものとする。

(入札の執行)

第6条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者としないものとする。この場合においては、入札執行者は入札者に対して、施行令第167条の10第2項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により当該入札をした者を落札者としない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者(同価の入札をしたものが二人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引きにより決定した者)を落札者とする。

(入札経過の報告)

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札調書に、当該入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行し、施行日前にした入札公告に係る案件については、なお従前の例による。